

私有車の業務使用に関する規程

(目的)

第1条 この私有車の業務使用に関する規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の就業規則第3条に定める職員（以下「職員」という。）が自らの所有する車両（以下「私有車」という。）を本会の業務のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において私有車とは、職員が所有し、又は使用する権利を有し、かつ、通常使用している道路交通法（昭和35年法律第105号）で定める車両のうち自動車及び原動機付自転車をいう。

(使用の承認)

第3条 職員は、私有車を業務に使用する場合は、あらかじめ「私有車業務使用許可申請書」（様式第1号）を提出し本会会長の許可を得なければならない。

2 本会会長は、次の各号に定める基準に基づき、総合的に判断しその使用を許可するものとする。

- (1) 自動車運転免許証の交付後3年以上車両を日常的に運転し、かつ、前項申請時においても引き続き運転している者で、過去3年間において、免許停止以上の処罰を受けていないものであること（ただし、本会会長が認めた場合はこの限りではない）
- (2) 当該私有車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による定期点検整備を行っているものであること
- (3) 当該私有車の運行によって他人の生命又は身体を害した場合の損害賠償について、無制限の対人賠償保険契約を締結していること
- (4) 当該私有車の運行によって他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について、無制限の対物賠償保険契約を締結していること
- (5) 当該私有車の運行によって搭乗していた者の生命または身体を害した場合の損害賠償について、5千万円以上の人身損害賠償保険契約を締結していること
- (6) 当該私有車を業務に使用する場合に、前3号に掲げる保険が適用されること

(許可の取消)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた職員が、次の各号の一つに該当する場合は、許可を取り消すものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して運転免許の取消若しくは停止の処分を受け、又は交通事故により刑罰に処せられているとき
- (2) 職員の心身の状態が、傷病その他の理由により私有車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- (3) 前条第3条の規定により許可を受けた内容に変更が生じたとき
- (4) その他、前各号に準じ、本会会長が許可の取り消しを妥当、若しくは必要と認めるとき

(経費負担)

第5条 当該私有車が、業務上使用した経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 業務上使用した当該私有車の燃料費は、1015kmで算定した現物支給とする。ただし、業務出張の場合は、旅費支給規程第7条（車賃）を適用する。
- (2) 業務を遂行するために有料道路を利用した場合は、当該有料道路通行料を支給するものとする。

(遵守事項)

第6条 当該私有車を利用する職員は、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、常に安全運転を励行するとともに、次の状態にある時は当該私有車を業務に使用してはならない。

- (1) 免許不携帯、免許停止、免許取消の状態にあるとき
- (2) 酒酔いまたは酒気帯びの状態にあるとき
- (3) 過労または病気等により正常な運転ができない状態にあるとき
- (4) 当該私有車の自動車保険等が失効の状態にあるとき

(損害賠償責任)

第7条 本規程に基づく私有車の業務使用中に、第三者に損害を与えた場合における損害賠償は、当該職員の加入する自動車保険等によっててん補できる損害の部分を除き、本会が負担する。ただし、本会が賠償した場合において当該交通事故の原因または事故後の措置について職員に故意または重大な過失があったときは、当該職員に求償することができる。

2 本会は、職員が当該私有車の業務使用中に起こした交通事故等による当該私有車の毀損に対する損害賠償の責を負わない。

(交通事故の報告)

第8条 本規程に基づく私有車の業務使用中に、交通事故が発生した場合は、負傷者の救護や救急車の手配、警察への届出等必要な措置をとるとともに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときまたは交通事故が発生したことを知ったときは、「私有車事故報告書」（様式第2号）を本会会長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、私有車の業務使用に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。これにより、平成17年4月1日施行の宇部非常勤ホームヘルパー私有車業務上使用規程は廃止する。